

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○保安林の指定施業要件の変更(4件)(治山林道課)	1
○保安林の指定に係る通知の揭示(〃)	1
○道路の区域変更(2件)(道路課)	2
○道路の供用開始(〃)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体でなくなった旨の届出	4
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	4
○告示(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正(11件)	4
入札公告	
○一般競争入札(Windows Server 2008 更新業務)の公告(警察本部会計課)	5

告 示

高知県告示第133号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
訪問看護ステーションいろは 吾川郡いの町波川664番地1 平31・3・28

高知県告示第134号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年

法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中土佐町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第135号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中土佐町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第136号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項に

おいて準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中土佐町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中土佐町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第138号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

令和元年5月農林水産省告示第48号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を日高村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
高知市吉田町5番1号
 - (2) 氏名
吉村 好和
- 2 保安林に指定する通知の要旨
 - (1) 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡日高村下分字麓6553、字奥ノ谷6590の1、6590の2
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市入河内字長ウイ12番2から 安芸市入河内字長山44番11まで	前	4.2 21.9	120
	後	4.8 74.1	120

高知県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年6月14日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町入野字立石3512番1地先から 幡多郡黒潮町入野字横ノ浜7271番1まで	前	10.4 43.9	91
	後	10.4 45.8	91

高知県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和元年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町入野字立石3512番1地先から 幡多郡黒潮町入野字横ノ浜7271番1まで	91	令和元年6月14日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。
令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島田郁子後援会	中屋 晃一	由井 瀧夫	室戸市室戸岬町4058番地1	平31 ・3 ・4
ほりけい後援会	堀 景	堀 隼人	宿毛市高砂22-21	平31 ・3 ・6
三木けんせい後援会	三木 博文	三木 健正	宿毛市駅前町一丁目204番地	平31 ・3 ・7
今城隆後援会	山下 正寿	浅木 敏	宿毛市貝塚12番地	平31 ・3 ・12
鈴木大裕後援会	高石 清賢	近藤 卓士	土佐郡土佐町土居329-3	平31 ・3 ・14
長野保後援会	長野 進	長野 美枝	土佐郡土佐町溜井942-3	平31 ・3 ・15
中島やすはる後援会	中島 康治	中島 弘一	高知市廿代町14-3	平31 ・3 ・20
田川つよし後援会	田川 剛	田川 直子	宿毛市小筑紫町呼崎353番地	平31 ・3 ・26

高知県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。
令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党越知町支部 (西川 彰)	寺村 晃幸	西川 晃	高岡郡越知町越知甲1537-1	平31・3・1
新		西川 晃	森下 安志	高岡郡越知町越知甲1560-3	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	竹中真智子後援会 (濱岡 藤吉)	異動なし	異動なし	室戸市元甲2278	平31・3・5
新				室戸市元甲2275-2	
旧	高知県中小企業政策推進協議会 (町田 貴)	異動なし	浅津 博	異動なし	平31・3・1
新			中村 義仁		
旧	全国小売酒販政治連盟高知県支部 (秋月 孝夫)	山崎 澄男	秋月 孝夫	異動なし	平31・3・1
新		秋月 孝夫	清水 泉		
旧	浜のりし後援会 (森光 良夫)	異動なし	異動なし	須崎市野見66-32	平31・3・1

新				須崎市大間東町1番14号	
旧	塚地さち後援会 (板原 正伸)	異動なし	窪田 一郎	異動なし	平31・3・1
新			南 登志夫		
旧	堀見和道後援会 (堀見 和道)	異動なし	堀見 和代	異動なし	平31・3・9
新			堀見 万里子		
旧	米田稔後援会 (田中 勝夫)	異動なし	坂本 靖	異動なし	平31・3・1
新			森岡 幸一		
旧	田鍋剛後援会 (吉田 充)	異動なし	異動なし	高知市介良乙3257番地16	平30・11・1
新				高知市介良乙2941番地	
旧	田鍋剛をかこむ会 (田鍋 剛)	異動なし	異動なし	高知市介良乙3257番地16	平30・11・1
新				高知市介良乙2941番地	
旧	岡崎ゆたか後援会 (岡崎 豊)	異動なし	肥本 博昭	高知市山手町81	平31・1・1
新			岡崎 豊	高知市朝倉己207-13	
旧	サニーマート労	岡崎 ゆ	肥本 博	異動なし	平31

新	働組合政治連盟 (肥本 博昭)	たか	昭		・1 ・1
		肥本 博昭	塩坂 博史		
旧	高知県商工政治連盟 (吉村 哲也)	浜田 敦夫	異動なし	異動なし	平30・5・29
新		吉村 哲也			
旧	溝渕孝後援会 (宮崎 義明)	異動なし	溝渕 尋香	異動なし	平31・3・18
新			古本 尋香		
旧	山田としお高知県後援会 (久岡 隆)	異動なし	田内 成幸	異動なし	平31・1・1
新			徳弘 吉哉		

高知県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党高知県安芸郡第一支部	浜田 英宏	平31・3・20

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
武智龍後援会	北島 清彰	平30・12・31
黒石博章後援会	別役 次雄	平30・12・30
安芸くみこ後援会	安芸 久美子	平31・3・10

山本やすひろ後援会	箭野 寅喜	平29・12・31
山本やすひろを囲む会	山本 恭裕	平29・12・31
坂本あや後援会	坂本 あや	平31・3・1
有岡まさみ後援会	吉川 照彦	平31・3・23
下元真之後援会	市川 良一	平30・12・10

高知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
山本 恭裕	山本やすひろを囲む会	平29・12・31

高知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	田鍋 剛	異動なし	田鍋剛をかこむ会	高知市介良乙3257番地16	平30・11・1
新				高知市介良乙2941番地	
旧	岡崎 豊	異動なし	岡崎ゆた	高知市山手町	平31

新		し	か後援会	81	・1
				高知市朝倉己207-13	・1

高知県選挙管理委員会告示第10号

平成19年9月高知県選挙管理委員会告示第107号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体小出徳彦後援会の表中
「2 支出総額 400,580円」

を
「2 支出総額 522,480円」

に、

「4 支出の内訳

経常経費	<u>330,580円</u>
光熱水費	25,010円
備品・消耗品費	21,817円
事務所費	283,753円
政治活動費	<u>110,000円</u>
機関紙誌の発行その他の事業費	110,000円
機関紙誌の発行事業費	111,000円
合計	<u>440,580円</u> 」

を

「4 支出の内訳

経常経費	<u>330,580円</u>
光熱水費	25,010円
備品・消耗品費	21,817円
事務所費	283,753円
政治活動費	<u>191,900円</u>
機関紙誌の発行その他の事業費	187,700円
機関紙誌の発行事業費	187,700円
その他の経費	4,200円
合計	<u>522,480円</u> 」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第11号

平成20年9月高知県選挙管理委員会告示第66号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中
「1 収入総額 2,559,420円
前年繰越額 2,559,420円」

を

「1 収入総額 2,477,550円
前年繰越額 2,477,550円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第12号

平成21年9月高知県選挙管理委員会告示第66号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中
「1 収入総額 2,559,420円
前年繰越額 2,559,420円」

を

「1 収入総額 2,477,550円
前年繰越額 2,477,550円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第13号

平成22年11月高知県選挙管理委員会告示第86号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中
「1 収入総額 2,559,420円
前年繰越額 2,559,420円」

を

「1 収入総額 2,477,550円
前年繰越額 2,477,550円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第14号

平成23年11月高知県選挙管理委員会告示第113号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体小出徳彦後援会の表を次のように訂正する。

○小出徳彦後援会

報告年月日 平成23年3月25日

1 収入総額	<u>2,477,550円</u>
前年繰越額	2,477,550円
本年収入額	0円
2 支出総額	<u>115,500円</u>
3 支出の内訳	

政治活動費	115,500円
機関紙誌の発行その他の事業費	115,500円
機関紙誌の発行事業費	115,500円
合計	115,500円

4 資産等の内訳

借入金	
(借入先)	(借入残高)
北代信	3,000,000円

高知県選挙管理委員会告示第15号

平成24年11月高知県選挙管理委員会告示第74号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,559,420円
前年繰越額	2,559,420円」

を

「1 収入総額	2,362,050円
前年繰越額	2,362,050円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第16号

平成25年11月高知県選挙管理委員会告示第79号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,559,420円
前年繰越額	2,559,420円」

を

「1 収入総額	2,362,050円
前年繰越額	2,362,050円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第17号

平成26年11月高知県選挙管理委員会告示第87号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,559,420円
前年繰越額	2,559,420円」

を

「1 収入総額	2,362,050円
前年繰越額	2,362,050円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第18号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,559,420円
前年繰越額	2,559,420円」

を

「1 収入総額	2,362,050円
前年繰越額	2,362,050円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第19号

平成28年11月高知県選挙管理委員会告示第95号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,398,216円
前年繰越額	2,398,216円」

を

「1 収入総額	2,220,846円
前年繰越額	2,220,846円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第20号

平成29年11月高知県選挙管理委員会告示第102号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和元年6月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の小出徳彦後援会の表中

「1 収入総額	2,398,216円
前年繰越額	2,398,216円」

を

「1 収入総額	2,220,846円
前年繰越額	2,220,846円」

に訂正する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月14日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

Windows Server 2008更新業務 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 特定役務の履行場所

高知県警察本部

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30~令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

<p>わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 令和元年6月14日（金）から同年7月23日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 令和元年7月5日（金）午後1時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和元年7月30日（火）午前10時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年7月29日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を令和元年7月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等</p>	<p>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年7月9日（火）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the operations to be provided: Windows Server 2008 renewal service (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 23 July 2019 (3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Tuesday 30 July 2019 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 29 July 2019 (5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252) (6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	--	--